

中小企業消費税率引上げ対策支援事業 ご案内

～消費税率引上げに対応するための取組（事業）を支援します～

京都府と京都商工会議所では、令和元年10月に実施された消費税率引上げによる中小企業等への影響を抑制するため、固定経費の削減や経営改善等の取組を行う中小企業の方々を支援する「中小企業消費税率引上げ対策支援事業」を実施します。

中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和元年度に実施された取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

令和元年12月25日から令和2年1月24日まで
(土日祝 年末年始 12/28～1/5 を除く)

【申請書の提出先】

中小企業応援隊員である京都商工会議所の経営支援員を経由して京都商工会議所へ提出

【申請要件】

中小企業応援隊員である京都商工会議所の経営支援員の支援を受けている中小企業等

【問合せ先】

京都商工会議所中小企業支援部の各ビジネスサポートデスク<連絡先は最終頁参照>

京都商工会議所

【補助対象者】

京都市内に主たる事業所等を有する下記の中小企業等が対象です。

[中小企業等の範囲]

業 種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸 売 業	100人以下	1億円以下
小 売 業	50人以下	5,000万円以下
サ ー ビ ス 業	100人以下	5,000万円以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

【補助対象取組(事業)】

中小企業等が実施する消費税率引上げに伴う価格表示変更等の取組や消費税率引上げの反動による対策として、固定経費の軽減に繋がる機器導入や経営改善に繋がる工夫を凝らした取組(事業)。

【対象外】

- ・同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合。

【補助内容】

	小規模企業	中小企業(小規模企業を除く)
補 助 上 限	200,000円	300,000円
補 助 率	3分の2	2分の1

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

※小規模企業の範囲

業 種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
商 業・サービス業	5人以下

【実施期間等】

項目	開始	終了
受 付 期 間	令和元年12月25日	令和2年1月24日
事 業 実 施 期 間	令和元年8月15日	令和2年1月31日
実績報告書提出期限	令和2年2月14日	

※取組(事業)に係る全ての経費は、事業実施期間内に支払いを完了してください。

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、令和元年8月15日から令和元年9月30日までに事業開始(契約・発注)した申請取組(事業)に必要な経費(消費税抜き)で、令和元年9月4日が

ら令和2年1月31日までに請求・支払い行為が完了するものです。

◆補助対象経費の具体例

- ・消費税率引上げに伴う価格表示変更等の取組
 - ・軽減税率の導入への対応をスムーズに行うための取組
 - ・消費税率引上げの反動による対策として、固定経費の軽減に繋がる機器導入や経営改善等の取組
 - ・展示会出展費用、ブース造作料
 - ・新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・新聞、広報誌等掲載に係る経費
 - ・集客増加を目指す事務所等の修繕経費・設備等の購入経費 など
- *その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

【注意事項】

- 交付決定の日以前に着手した取組(事業)については「事前着手」の届出が必要です。
- 「事前着手」の届出のある取組(事業)であっても、令和元年9月4日以降の請求・支払が対象となります。
- 申請の内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済み補助金の返還を求める場合があります。

【補助対象外経費等】

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

【申請手続き】

交付申請書等の書類は、期日まで(午後5時必着)に、支援を受けている担当の経営支援員を通して申請書提出先へ提出してください。(郵送不可)

- (1) 書類は、下記の原本(押印したもの)1部を提出してください。

①交付申請書

(※「7 事前着手しようとする場合」欄を確認の上、事前着手年月日をご記入ください。)

②その他添付書類(※担当の経営支援員からの要請に従って経費明細書や発注書等を提出してください。)

- (2) 交付申請書等は、支援を受けている経営支援員にお申し出ください。

【選考(評価)基準】

取組(事業)については、下記の事項を評価の基準とします。

- (1) 経営改善に繋がる工夫を凝らした取組(事業)であること。
- (2) 経営改善の見通し(売上向上、販路開拓、効率化等)があること。
- (3) 消費税対策に向けた取組として適当と認められること。

【選考結果の通知】

補助金交付の採否は、募集期間終了後、選考を行い、文書により各申請者に通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

【実績報告書の提出】

- (1) 補助事業終了後、令和2年2月14日までに実績報告書を担当の経営支援員を通して、京都商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料の添付（成果物見本や写真等）が必要です。その際、取組（事業）実績について経営支援員が確認させていただきます。
- (2) 京都商工会議所において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

【申請書提出先・問合せ先】

京都商工会議所 中小企業支援部の各ビジネスサポートデスクにご相談ください。

	管轄行政区	所在地	電話番号
ビジネスサポートデスク	上京区、中京区、下京区、東山区、山科区	京都市下京区室町通東入 京都経済センター3階	075-341-9790
洛北ビジネスサポートデスク	北区、左京区	京都市左京区下鴨高木町6 アトリエフォー 1階	075-701-0349
洛南ビジネスサポートデスク	南区、伏見区	京都市伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル 1階	075-611-7085
洛西ビジネスサポートデスク	右京区、西京区	京都市右京区西院巽町13 西院くめマンション 1階	075-314-8771

※事業所のある行政区を担当する各ビジネスサポートデスクにご相談ください。